

第 4 次計画の体系

DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現

基本目標

I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の促進

II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

III 被害者の自立に向けた支援

IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

V 市町村におけるDV対策の促進

VI 被害者支援のための体制強化

施策の方向

1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

- ①DVの根絶に向けた啓発の充実【重点】
- ②DV被害者等に向けた情報提供の充実
- ③企業・団体等に対するDVへの理解の促進
- ④DV被害の早期発見・通報体制の充実
- ⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

2 DV予防教育の推進

- ①人権教育の充実
- ②道徳教育の充実
- ③若者を対象とした予防教育の充実【重点】
- ④教育機関等の職員に対する研修の充実

3 相談体制の充実

- ①配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- ②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】
- ③警察による支援の充実
- ④苦情処理体制の充実

4 安全確保と一時保護体制の充実

- ①緊急時における安全の確保
- ②一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実
- ③同伴児への支援の充実
- ④警察等による安全確保の取組

5 生活の安定に向けた支援の推進

- ①被害者の自立に向けた総合的な支援の充実【重点】
- ②地域でのサポート体制の整備
- ③精神的なケアの充実
- ④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】

6 生活基盤を整えるための

- ①住宅の確保
- ②就労の支援

7 虐待の早期発見と安全確保

- ①DV相談と児童虐待相談の連携【重点】
- ②地域における継続的な見守りの取組

8 子どもに対するケア体制の充実

- ①子どもの就学等への支援
- ②子どもの精神的なケア

9 市町村における支援体制の強化促進

- ①DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進【重点】
- ②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】
- ③DV被害者等の秘密保護の徹底

10 地域における連携体制の整備促進

- ①切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化
- ②緊急時における安全の確保
- ③地域でのサポート体制の整備

11 職務関係者の資質向上

- ①DV職務関係者研修等の充実【重点】
- ②切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組
- ③相談員等のための心身のセルフケア

12 関係機関との連携強化

- ①市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化
- ②国及び他の都道府県との連携の促進
- ③民間支援団体との連携・協働

主な結果・課題（平成29年度から令和2年度までの進行管理票に基づく）

- ①基本目標としていた広報啓発について概ね達成できたため、今後は周知方法の改良や、DVの内容に踏み込んだ周知が必要である。
- ②DV相談カード、ステッカーを県機関や金融機関等に常時設置、外国人向けリーフレットの配布等を行った。今後も関係機関等に配布は必要。
- ③県HPにDV被害者に関する情報を掲載。「千葉男女共同参画推進会議」にて企業向けにDV防止啓発やリーフレットの配布を行った。
- ④県医師会、県歯科医師会を通じてDV相談カードを常時設置し、連携強化に努めた。今後も関係機関と早期発見・通報体制の充実に向け、連携強化を図っていく。
- ⑤学校での各教科等の指導において、情報モラルの向上、情報活用能力を育成した。

- ①教員らへ資料配布し、DVや人権意識の教育推進を図った。生徒を対象に人権意識の啓発に向けたキャンペーンなどを実施した。
- ②全校種17校（幼・小・中・高・特支）を道徳教育推進校、心の教育推進キャンペーン実施校に指定し、実践研究の実施した。
- ③DV予防セミナーをH28～R2で224回実施。高校1年生、3年生を対象に、デートDV啓発物を配布。今後も大学生も含めた若年層への予防啓発拡充を図っていく。
- ④学校職員等に対してDV・児童虐待対応研修を実施。

- ①配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催、市町村等への講師派遣、外国籍被害者への通訳派遣、弁護士・精神科医相談、男女共同参画センターでの自立支援講座を実施した。
- ②市町村へ設置に向けての働きかけを行ったが、目標としていた11市設置には届かず、5市設置にとどまったため、次期計画では11市の設置を目指す。
- ③加害者に対し、検挙や指導警告を行った。被害者へ携帯用緊急通報システム貸与、リーフレットの配布、防犯指導等を行った。
- ④千葉県男女共同参画苦情処理委員制度の周知を図り、苦情処理を行った。（平成29年度～令和2年度対応：0件）

- ①市町村DV対策担当課長会議やDV被害者支援連絡会議を開催し、地域ごとの実情に合わせた支援体制の強化や、連携体制の強化を図った。
- ②DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施した。また、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結んで強化を図った。
- ③保育士や学習指導員と連携し保育と教育の充実を図った。心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど心理的な充実を図った。
- ④主に保護命令に対する対応強化のため、警察への情報提供や、地方裁判所と保護命令の迅速な処理の為の会議を行った。

- ①一時保護入所中、退所後に生活再建事業を行ってきたが、利用者が少なかった。自立支援講座も含めて被害者への周知を図っていく。
- ②市町村DV対策担当課長会議等で窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけた。
- ③女サボ退所後もカウンセリングを受けやすいよう情報提供を行った。
- ④ハンドブックを作成し、各種窓口の案内等をスムーズに行えるよう努めたが、今後も内容の充実を図っていく必要がある。生活困窮者を対象とした相談窓口の案内を実施した。

- ①DV被害者への公営住宅当選確率引き上げの優遇措置を実施した。県営住宅の応募結果はH28～R2までに6件だったため、周知徹底を図っていく。
- ②今後も生活困窮者や母子家庭への就業支援、正社員での再就職を希望する女性に対してのプログラム等を行っている関係課と連携を深めていく必要がある。

- ①児童虐待対応部門との合同での研修を行なうことで相互理解を深め、連携強化を図っている。R元年度は延べ1,159人の参加。更なる連携強化のために必要なこと等、今後も検討が必要。
- ②今後も関係機関との会議や研修の実施などでDV・児童虐待についての理解を深めてもらい、見守り体制の強化を図っていく必要がある。

- ①学校から児童相談所への人事交流を行った。市町村へDV被害者家庭の保育所優先入所等の周知を図った。一時保護中の児童への学習機会の確保に努めていく。
- ②女サボ、児童相談所の一時保護所に入所した児童に対して心理的ケアを実施した。今後もケアの充実を図っていく。

- ①全ての市町村での策定を目標としたが、令和2年度末で43市町での策定となったため、次期計画で全ての市町村で策定できるよう呼びかけを行っていく。
- ②市町村へ設置に向けての働きかけを行ったが、目標としていた11市設置には届かず、令和2年度末で5市にとどまっているため、次期計画では11市の設置を目指す。
- ③研修や会議等で秘密保護の徹底について呼びかけを行っている。

- ①犯罪被害者連絡会議や地域別DV対策担当課長会議を行なうことにより、市町村と健康福祉センターの連携強化や、市町村同士での連携強化を促すことができた。
- ②市町村DV対策担当課長会議やDV被害者支援連絡会議を開催し、地域ごとの実情に合わせた支援体制の強化や、連携体制の強化を図った。
- ③市町村DV対策担当課長会議等で窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけた。今後も呼びかけを行っていく。

- ①県や国で様々な研修を行うことで、DVについて学ぶ機会を設けることができた。今後は専門性を向上できるような研修を行うことも検討が必要。
- ②会議や研修での専門性向上に加え、外部の専門家を招き、スーパービジョンを実施した。今後も利用しやすいよう周知徹底を図っていく。
- ③職員向け研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知した。

- ①DV被害者支援連絡会議、家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を実施し、関係機関との連携強化を図った。
- ②16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議により内閣府へ要望を行った。都道府県を跨いだ対応を行う広域連携については適切な対応を図っていく。
- ③DV被害者支援活動団体との連絡会議の開催や研修へ参加呼びかけ、性犯罪・性暴力被害者ワンストップセンターとの連携強化を図った。今後も連携を強化していく。